

# 京大賃金訴訟(労働事件) の報告

京都大学法科大学院 教授  
原告団長

高山 佳奈子



専門は刑法。現在は、経済刑法や国際刑法の研究をすすめている。国際刑法学会本部事務総長補佐、比較法国際アカデミー会員、日本刑法学会理事、日独法学会理事、日本学術会議会員等。2012～2013年、京都大学職員組合委員長として活躍。

## はじめに

**本**件訴訟は、2012年2月29日の国家公務員給与臨時特例法による同年4月から2年間の国家公務員の給与減額に乗じて、国が全国の国立大学法人に対して賃下げを要請したことを受け、京都大学において減額された賃金の支払いを教職員・元教職員が大学法人に請求したものである。筆者は2012年7月1日から2013年6月30日まで京都大学職員組合中央執行委員長を務めた。就任時、臨時賃下げにかかる法人側との団体交渉がすでに開始されていたが、京大では賃下げの強行は2012年8月からであり、訴訟提起は2013年6月であったので、この間の裁判闘争への取り組みは筆者を中心に進めることとなった。賃下げは他大学と同じく2014年3月まで実施された。

京大事件には、他大学と異なる点がいくつかある。賃下げの実施期間は20

か月間であった。また、京都大学附属病院に勤務する看護師など医療職職員については賃下げが全く行われなかった。他の常勤教職員の賃下げ率は、教授相当が4.35%、准教授相当が2.5%、助教相当が1.0%であり、事務職員にも同じく3段階の異なる率が適用された。

本件では最高裁判所で労働者側の上告・上告受理申立が棄却されており、それに至る時系列的な経過は次のとおりである。

第一審は、未払い賃金請求を内容に2013年6月11日に組合員と元組合員96人が提訴して京都地方裁判所第6民事部に係属し、その後原告は115人まで増加した。同年9月10日に第1回、11月19日に第2回、2014年1月14日に第3回、同年3月14日に第4回口頭弁論が開かれ、4月1日に裁判官全員が交替し堀内照美部長・高松みどり判事・渡邊毅裕判事補の裁判体となった。同年5月12日に第5回口頭弁論、6月18日に準備手続、9月3日に第6回口頭弁論が開催された。10月29日の第7回口頭弁論で、法人側証人として前人事課長と前人事課長補佐が出廷した。11月5日の第8回口頭弁論は、原告側本人・証人尋問で、京大職組の石田茂光前書記長、西牟田祐二委員長、高山副委員長（いずれも当時）が陳述を行った。2015年1月22日には裁判長が出廷できず結審が延期された。同年3月2日の第9回口頭弁論で最終弁論が行われ、結審となった。同年5月7日に原告の請求を棄却する判決が言い渡された。

控訴審は、2015年5月21日に控訴人110人で提起され、大阪高等裁判所第14民事部に係属した。労働者側は、西谷敏・大阪市立大学名誉教授、和田肇・名古屋大学教授、矢野昌浩・龍谷大学教授の意見書と、藤内和公・岡山大学教授および深谷信夫・茨城大学教授の論文を提出した。口頭弁論は、2015年10月13日、12月22日、2016年2月15日、3月23日の4回で終結し、同年7月13日に控訴棄却判決が言い渡された。

上告審では、2016年7月25日に109人による上告・上告受理申立がなされ、最高裁判所第三小法廷が2017年6月6日に上告（上告受理申立）棄却決定を下した。

本件弁護団は、京都弁護士会・京都第一法律事務所に所属する村山晃弁護

士、岩橋多恵弁護士、渡辺輝人弁護士、谷文彰弁護士、寺本憲治弁護士、高木野衣弁護士にご担当いただいた。各期日には、原告およびその他の京大職組メンバー、OG・OB、全大教および他単組のメンバーらが多数、傍聴に駆けつけてくださった。

本件裁判は、敗訴という結果にはなったが、労働運動および社会運動として今後にも影響する一定の異議を持ち得たと考える。その提起した問題と将来への展望を書かせていただくこととする。

## 1. 判決内容の問題点

**本** 件各審級の裁判所が下した、原告らの請求を棄却する判断は、あらゆる面において、労働者の権利だけでなく国家としての日本の国際的信頼をも著しく傷つけるものである。他単組の判決にも共通するが、第一審の各判決は、憲法や労働法を実質的に無視しているという内容面でも、民事訴訟法に反して判決を出しているという手続面でも、違法なものである。

他大学や国家公務員にも共通して関連する前提として、そもそも、今回の賃下げは復興財源の確保を口実としたが、会計検査院が2013年10月31日に公表した報告書「東日本大震災からの復興等に対する事業の実施状況等に関する会計検査の結果について」は、2012年度に、被災地と直接関係のない事業に振り向けられていた予算額が、復興特別会計のうち約3000億円、また復興予算で造成された「全国向け事業に係る基金」のうち1兆円以上に上ったとしている。国家公務員の臨時賃下げ訴訟で明らかにされていることであるが、公務員における賃下げですら、被災地復興のために無用であった。

次に、削減された賃金が被災地復興のために必要だったと仮定しても、国立大学法人法上、国立大学教職員は公務員ではなく、民間労働法制の適用を受ける。労働契約法9条は、労使の合意のない労働条件の不利益変更を禁じており、10条はその例外の要件として「就業規則の変更が、労働者の受ける不利益の程度、労働条件の変更の必要性、変更後の就業規則の内容の相当性、

労働組合等との交渉の状況その他の就業規則の変更に係る事情に照らして合理的なものである」ことを定める。法律上、この要件を充足したことの举证責任は大学法人側にある。

ここから先が特に問題である。他単組の裁判においては、いずれも、大学に賃下げを回避する財源があったとする原告の主張に対し、裁判所が、証拠に基づかない事実認定を行い、財源はなかったものとしているところが不当である。だが、京大事案はそうではなかった。

大学側は賃下げ実施にあたって教職員に、東日本復興財源の確保のため、という理由だけを述べていた。団体交渉の過程でも、賃下げは国に強制されているわけではなく法人の自主的な判断によるものであると繰り返されていた。財源不足が賃下げの理由であるとされていたわけである。ところが、裁判が始まると、大学側はこの点に関する举证責任を果たそうとすらしなかった。すなわち、賃下げ率が、「運営費交付金の減額が大きいほど賃金削減幅が小さくなる」という、理解困難な計算方法によって決められていたことを認めた。準備書面等においては定期預金が210億円あったとし、証人尋問では財務について供述できる者を証人とすることを拒否して、証人に「直接的にこの業務にタッチしてごいません」、「この現実的な中身はわかりません」（人事課長証人調書40-41頁）と証言させている。これによって、賃下げを回避できる財政的余裕のあったことが前提となり、教職員に対して虚偽の説明が行われていたことが判明した。福岡教育大事案の一審判決のように「賃下げに応じなければ交付金がさらに大幅に減額されるおそれがあった」などとする虚構すらも述べられなかった。

それではなぜ請求が棄却されたのか。京大一審判決は、「国による要請に起因して、被告においては給与減額支給措置を講ずるという判断をせざるを得ない状況に至った」とし（判決66頁）、控訴審判決は「要請に沿うような対応を採るべき必要性が生じていたことは明らかであり、実質的にこれを拒むという選択肢はなかった」としている（判決71頁）。しかし、第一審の証人尋問で、賃下げを行わないといかなる不利益が予想されるのかという原告側の問いに対し、大学側証人は「マスコミとかに風評を書かれて、世論から

批判を受けるということも想定しています」、「マスコミだけではなく、マスコミイコール周りのすべての機関とか人から」としか述べていない（人事課長証人調書24頁）。この点に関し3人の裁判官からさらに釈明を促す質問はなかった。

労働契約法に関するこれまでの判例には、財政的な必要性が皆無であるのに賃下げを強行できるなどとするものはなかった。条文の解釈からして無理である。それこそ災害時などの緊急避難であれば別であろうが、それは違法性阻却事由によるものであって労働契約法自体の解釈の問題ではない。財政的な余裕があるのに賃下げが可能であるとしたことは、およそ労働法の存在そのものを否定するに等しい。

しかも京大の場合、賃下げ率の計算式が誤りであったことが判明しているが、判決は、いかなる率でも賃下げができるとしている。京大の収入に占める国からの運営費交付金の割合は約3割であった。それならば、仮に国家公務員の賃下げにそのままならしたとしても、京大では、公務員の賃下げ率に運営費交付金依存率を掛け合わせた数値（以下）が設定されなければならないはずである。教授クラスは3%台以下でなければ「便乗賃下げ」となるのに、実際にはそれを大幅に上回る賃下げが行われている。

控訴審判決も一審と同じく、運営費交付金の減額分をカバーできる十分な財源があり、かつ、減額された賃金が被災地復興に使われていなくても、国の要請さえあれば合法だとしていた。また教職員に説明も理解もされていない賃下げ率を是認した。憲法上保障された労働者の権利を無視し、法治主義を正面から否定する暴挙である。

両判決は、国の要請という国家権力からの介入があれば事実上従わざるをえない旨を述べている。法律上、国立大学法人教職員は公務員としての地位を奪われ、民間の労働者と同様に扱われるものとされているにもかかわらず、国立大学教職員は民間の労働者であれば適用されるべき労働法による保護すらも受けられないこととなる。このような扱いは、労働契約法の理解としても、独立行政法人通則法の理解としても、無理である。学問の自由や大学の自治という憲法上の権利も全くないがしろにされてしまう。

国家公務員でさえ、特例法が制定されて初めて、賃下げの対象とされたわけである。だが本来、公務員についても、人事院勧告と全く異なる内容の給与改定は認められないはずである。また当然のことながら、国は国・私立大学に賃下げを強制する権限を持たない。法的根拠なく、国の要請だけで賃下げができるならば、それは単なる基本的人権の剥奪である。

さらに、労働者には、団体交渉において賃下げの理由を聞く権利もないということである。

最高裁の上告棄却決定は、実質的な理由を付さない形式的な文言によるものであった。

## 2. 裁判手続の問題点

**民**事訴訟法は、「裁判所は、当事者が申し立てていない事項について、判決をすることができない」(246条)とするとともに、判決「主文が正当であることを示すのに必要な主張を摘示しなければならない」(253条2項)としている。本件の各判決はこれに明確に違背しており、司法の独立および憲法と法律に従った裁判を定める憲法76条3項にも反する。他単組の裁判でも、当事者主義という民事訴訟の大原則を無視し、被告側ですら主張していないことを裁判所が勝手に理由として持ち出す判決が出されている。とりわけ、訴訟法を無視した事実認定によって財政的な必要性が無理に肯定されている。

京大の場合、一審判決が、団体交渉の過程で1回も言及すらなされていない内規の条項を、労使双方の了解とは全く異なる意味に理解し、これを判決の根拠とするという事態が生じた。具体的には、京大の内規で、俸給表が国家公務員の俸給表を基に作成されていたところ、判決はこれを「国家公務員の賃下げが行われた場合にはそれに従って賃下げができる」という意味に曲解したのである。諸外国の中には、あからさまに法律に反する判決を出した裁判官が「枉法罪」で処罰されている例もあることを想起すべきである。本

件のような法の運用は、司法制度への冒涇であるとさえいえる。憲法が裁判所に与えた役割をことごとくないがしろにしており、立憲主義とは何なのか、基本的人権とは何なのかという疑問を持たざるをえない。

日本には「枉法罪」という名前の犯罪類型はないが、裁判官が法律に反して事実を歪曲すれば、一般の公務員職権濫用罪を構成し、刑事告発も可能である。合議体の評議は秘密であるが、京大では、一・二審とも全員一致の判決だったことがわかっている。6人の裁判官の誰一人として、国と大学法人との間のやりとりについて質問を発していないためである。職員が「風評が生じる」と思っただけで、ひとり約70万円にも及ぶ財産剥奪が合法とされるはずがない。裁判官ならば何をしてもよいわけではない。

刑事告訴については、京大職組や全大教の取り組みとして取り上げていただく予定はない。だが、京大と他単組にかかる不当判決のいずれも、裁判官の腐敗を明らかに示すものである。憲法と法律を無視した判決が続くようであれば、筆者は、公訴時効が完成する前に、公務員職権濫用罪の被害者として行動を起こすことを考えている。

## 3. さらなる取り組み

**全**国の国立大学における取り組みの中で、裁判の終結を向かえる大学が増えてきたが、労働組合全体としては、国立大学教職員が労働法上の無保護状態に置かれていることを社会にアピールしていく必要がある。本裁判闘争を、私たちの暮らしだけでなく司法の独立と法治主義を守る闘いとしても位置づけ、他単組と連携しながら社会に問題を提起しなければならない。司法の腐敗は人事制度により広がっている。最高裁の人事が政治的に左右され、他の裁判官の人事は最高裁が決めているからである。憲法や法律を無視してまでも、保身のための判決を書く者がいる。

立憲主義の破壊を是正するには、海外からの助力も効果的であると考えられる。全労連国際局の発表によると、国際労働機関 (ILO) 「結社の自由」委員会は、

連合と全労連の申立てを受けた日本政府に対する勧告の中で、「委員会は政府および申立人に対し、国立大学当局の一方的賃金切下げに反対する国立大学職員組合による訴訟の結果報告を継続するよう要請する」と指摘し、これが2016年6月11日のILO理事会で承認された。このような賃下げ措置は国際的批判をも浴びる余地のあるものである。これをふまえ、今後国際機関への申立てを検討する。

さらに、筆者は、国から大学法人への違法なはたらきかけを原因として賃下げが生じたことを理由に、国家賠償請求訴訟を提起した。提訴は、賃下げ被害救済の消滅時効が成立する前の2017年3月16日に、京都簡易裁判所において行い、事件は京都地方裁判所第6民事部の合議体に移送されて係属した。これまでの口頭弁論は、第1回が6月14日、第2回が8月9日、第3回が9月20日に開かれ、第4回は10月25日に決まった。国家賠償請求は、新潟大の裁判でも、大学法人に対する労働法上の訴えと合わせて扱われているが、新潟での2017年7月12日の第一審判決は、主として国および大学法人の財源不足を理由に労働者側の請求を棄却している。しかし、これは「ごまかし」である。国の財源確保は、運営費交付金の削減によって完結するからである。国から大学への数次にわたる賃下げの要請は、国の財源を1円も増やさない。そこで、筆者の行政訴訟においては、事実上、「賃下げの要請が違法な行政指導にあたるか」だけが論点になっている。

行政指導といえども、何の行政目的にも関係のない単なる人権侵害のためだけに実施することはできない。行政手続上も、行政指導とは「行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するために特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であって処分に該当しないもの」とされる(2条6号)。賃下げは「任務又は所掌事務」に含まれない財産権侵害にすぎず、「行政目的を実現するため」のものにはなりえない。

## おわりに

**立** 憲主義の中で重要な位置を占めるはずの司法の独立や法治主義が、崩壊していることは、本件を通じても看取される。従来の判例の流れや学説の理解と全く異なる判断を下級審が示しているにもかかわらず、最高裁が理由を付さずに上告を棄却したことは、判例法の形成の観点からも問題である。これは、事件そのものを「なかったことに」する姿勢なのか、それとも、判例法が瓦解しても構わないとする姿勢なのだろうか。本件各判決は、労働契約法や独立行政法人通則法に関する労働法学および行政法学のこれまでの議論の蓄積を無に帰せしめる性質のものである。従来認められてきた基本的枠組みにのっとった意見書や論文が一顧だにされなかったことは、これらの学問領域に取り組む専門家の存在意義をも失わせかねない。まともな検討の対象たりうる内容ではなく、司法における反知性主義の露呈である。

理由のない賃下げは私大との間の給与格差を拡大させており、筆者の所属する研究科では、司法試験委員経験者を中心に教授が毎年数人ずつ私大に転出する事態が起きている(この傾向が最初に顕在化したのは東京大学大学院法学政治学研究科である。法人化以降、教員の流出が相次ぎ、司法試験出題科目の担当教員が定年まで勤務することが少なくなった)。

国家公務員の臨時賃下げおよび国立大学への運営費交付金減額幅の臨時引上げによって確保された財源が、被災地に届いていないという事実も、到底国民を納得させるものではない。

京都大学職員組合では、2017年9月20日に、本件裁判にかかる総括報告集会を開催した。その準備にあたり、同組合の中央執行委員会には、この裁判闘争を振り返ったさまざまな思いが寄せられた。2013年6月11日の提訴から、2017年6月6日の最高裁の上告棄却までの間、裁判への取り組みは4年に及び、100人を超える原告が最後まで一緒に闘ってくれた。筆者は、現在進行中の国家賠償請求訴訟の書面の作成時に、終結した労働裁判の原告リストを一人一人について見て行く作業の機会を持った。改めて、これほど多くの仲間が頑張ってくれたことへの感謝の念を強くした。原告メンバーを集

め、あるいは証言に立ってくれた中央執行委員の中には、再雇用などの地位で賃下げを受けず、原告にはならなかった人もいたが、それらの組合員も含め、同僚、OG・OB、他単組や全大教、地域の労働団体の方々が大勢傍聴に来てくれていた。報告集会当日にも、弁護団の方々を始め、こうした多様な集団に属するメンバーが遠くからもご参加くださった。本訴訟の結果にかかわらず、これまでにこの裁判を支援してくださったすべての方々に心から感謝申し上げる。

2013年の提訴後、日本社会全体で、特定秘密保護法（2013年12月に強行採決）に対する反対運動が高まっていた。国家権力による市民生活の統制は大学にも及びつつあった。京都大学においては、最大数の教職員を抱える吉田事業場における、2014年の過半数代表を選出する選挙で、職組から筆者が候補者に立ったのに対し、大学法人側は、「賃下げやむなし」を主張する対立候補者を置いた。1票でも多く教職員の支持を得るため、日々キャンパスでの呼びかけが続いた。並行して、政府の意向を受けたトップダウン式統制を掲げる前総長を中心とする、総長選挙廃止の動きが明らかになり、職組としても、学生や全国の同窓生をも巻き込んだ廃止反対署名や、情報隠蔽との闘いを繰り広げるに至った。結果として、選挙にかかわるこの2つの運動では勝利することができたが、そのためのエネルギーは、賃金裁判と結び付いた形でも蓄積されていったといえる。

京都大学でのこうした取り組みが、地域や全国で注目され、労働者や大学人を励ます要素となったことを願う。本裁判闘争は、声を上げることの大切さを示す意味で、社会のいろいろな問題への波及効果も有したと考える。各位にお礼を申し上げるとともに、京大職組の運動の展開への引き続きのお力添えをお願いしたい。